

特殊健康診断に関する課題の整理（案）

1 健康診断の実施の流れについて

- 現在の健康管理の体系を維持しつつ、各段階での聴力検査を見直すことでよいか。

表 健康管理の体系における聴力検査について

騒音特殊健康診断の区分	うち聴力検査の詳細	備考
定期健康診断	6 か月以内ごとに 1 回 オーディオメータによる選別聴力検査 1000Hz については 30dB の音圧の純音 4000Hz については 40dB の音圧の純音 年 2 回のうち 1 回は閾値の検査が望ましい。 省略基準： 第 1 管理区分に区分された場所 屋内作業場以外で 85dB(A) 未満の場所	医師、習熟した保健婦、 看護婦等が行うことが 適当 定期健康診断の結果、医 師が認める者に対して 二次検査を行う。
(二次検査等) ・ 雇入時健康診断 ・ 定期健康診断の 結果、医師が認め る者に対して行う 二次検査	オーディオメータによる気導純音聴力レベル測定 法 (250*, 500, 1000, 2000, 4000, 8000Hz) 健康管理区分の決定： 高音域 (4000, 8000Hz) : 30dB 以上要観察、50dB 以上要管理 会話域 (500, 1000, 2000Hz) : 30dB 以上要観察、 40dB 以上要管理	医師、習熟した保健婦、 看護婦等が行う。

- 対象とする騒音作業従事者は現行の規定※のままでよいか。対象作業場における業務に常時従事する労働者であっても、ばく露される等価騒音レベルが 85dB(A) 未満と判断された労働者については、定期健康診断を省略してよいか。

※ 別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場における業務に常時従事する^{注)}労働者（作業者自身が騒音を発する業務を行うことに限定されない）

注) 「常時従事する」には、短時間でも、毎日とか、一定の間隔で有害業務に就くような場合は含まれるが、きわめて臨時的にしかも短時間しか当該業務に従事しないような場合は含まれない。対象作業場において騒音を発する業務以外の業務に従事する者が含まれることに留意する。

2 聴力検査項目について

(1) 定期健康診断（一次検査）

- 1,000Hz, 4,000Hz の聴力検査において、現在広く用いられている健康診断機器を用いて、現行の音圧レベル(30, 40dB) 付近の複数の音圧レベルに対する検査を追加して行うことにより、閾値の概要を把握することは可能か。それは実際にどのように行うことになるか。
- 6,000Hz の検査を追加する必要があるか。1,000Hz, 4,000Hz の聴力検査にて閾値の概要を把握した場合においても必要か。
- 上記の聴力検査の充実（閾値の概要把握、周波数追加）により、1人当たり検査時間はどの程度増えるか。健康診断費用への影響はどの程度か。
- 閾値の概要を把握するための聴力検査は毎回実施すべきか。年1回でよいか。

(2) 二次検査等

高音域の聴力レベルの検査として、4,000Hz, 8,000Hz に加えて 6,000Hz についても行うべきか。

3 その他

- 健康診断結果に基づく健康管理区分が適切に行われるよう、ガイドラインの健康管理区分の表に判断基準を明記すべきか。